

# 政 動 報 行 市 情

市消防団長に

羽野島 幸雄 氏 任命

前消防団長の退団に伴い、平成26年9月1日付けで同氏が、市消防団長に任命されました。



羽野島 幸雄 氏  
(真壁町東矢貝地区)

■ 主な経歴／真壁町消防団副団長、桜川市消防団副団長

## パブリックコメント

### 「桜川市子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)」に対するパブリックコメントの実施結果

平成26年7月2日から31日までの間、「桜川市子ども子育て支援新制度に係る基準(案)」の意見募集を行った結果、2人の方から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適

■ 問合せ／児童福祉課 子ども未来グループ (☎0296-1751315直通、☎581-5111・7513111代表)

重要約し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

#### 意見の概要と市の考え方

提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
子育てクラブの利用料金をおやつ代込みで5,000円くらいにしてほしい。また、小学6年生まで利用できるようにしてほしい。	桜川市の厳しい財政状況の中で運営しており、現行の利用料金を考えております。利用については、今回の法改正により小学6年生までが対象となり、今後運営できるように整備を進めてまいります。
新制度実施による保育短時間利用の就労時間の下限設定については、これまで入所できた児童が入所できなくなることがないように設定が必要である。	現在、入所している児童の保護者の就労状況を十分に精査し、来年度以降も入所できるよう検討してまいります。
保育所・幼稚園等の保育料設定については、保護者の家計に与える影響を考慮し、保護者に不安を感じない設定が必要である。	保育料については、国が示した基準(案)を踏まえ、現在の保育料も考慮しながら決定してまいりたいと考えています。 ※下記、国基準(案)参照

#### 国が定める基準(案) (国の平成27年度予算編成時に、最終決定)

##### ■ 1号認定(満3歳以上で幼稚園・認定こども園で、4時間の幼児教育)

階層区分	利用者負担
第1階層 生活保護世帯	0円
第2階層 市町村民税非課税世帯	9,100円
第3階層 市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層 市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
第5階層 市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

##### ■ 2号認定(満3歳以上で保育所・認定こども園での保育) 3号認定(満3歳未満で保育所・地域型保育・認定こども園での保育)

階層区分	利用者負担			
	2号認定		3号認定	
	保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
第1階層 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層 市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
第3階層 市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
第4階層 市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
第5階層 市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
第6階層 市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
第7階層 市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
第8階層 市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

